

令和2年度 富山県包括外部監査結果 概要

包括外部監査人 公認会計士 海下 巧

1. 監査のテーマ

公立大学法人富山県立大学の財務に関する事務の執行及び管理について

2. テーマの選定理由

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とし、教育研究水準の向上と、多様で特色ある発展をしてきた。とりわけ、公立大学は、その目的に加え、地方公共団体が設置・管理するという性格から、地域における高等教育機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担っており、今後とも、それぞれの地域における社会・経済・文化への貢献が期待されている。

一方で、少子化の進展等により大学進学者数の減少がますます進行すると見込まれる中で、地域、産業の発展に必要な人材を育成・確保するため、各大学は入学者の確保に向け魅力向上を目指すことが喫緊の課題である。

このような中で、富山県立大学は、その目的を、「富山県における知の拠点として、広く知識と技術を授け、未来を志向した高度な専門の学術を深く教授研究するとともに、特色ある教育を行い、人間性豊かな想像力と実践力を兼ね備えた、地域及び社会に有為な人材を育成し、併せて、広く開かれた大学として、優れた教育研究の成果を地域や社会に還元し、もって富山県はもとより我が国と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与する。」とし、平成27年4月に公立大学法人化したことに伴い、魅力ある大学として学科を拡充することにより、平成28年度と平成29年度の2年間で、入学定員を100名増員した。さらに、平成31年4月には新たに富山キャンパスに看護学部を開設、令和2年4月には既存学科を改組・新たな学科を新設し、入学定員を拡充するとともに、射水キャンパスにおいて新校舎を完成させ、大学の施設を充実させてきた。

富山県立大学については平成17年度に包括外部監査の対象となっているが、それから15年が経過しており、その間に公立大学法人へ移行し、また、新たな学部・学科の新設・改組・拡充、新校舎の完成をみた今、財務に関する事務の執行及び管理を監査することを通して、法人運営の適切性、及び大規模な投資が効率的に行われているかどうかを検討することは有意義と判断しテーマとして選定した。

3. 監査対象

公立大学法人富山県立大学、総合政策局企画調整室、土木部管理課及び営繕課

4. 監査の対象年度

原則として令和元年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の主な着眼点

- ① 学部・学科の新設・改組・拡充に伴う組織づくりは適切で、ガバナンス体制が適切に構築され、かつ運営されているか。
- ② 規程等は適切に整備され、また実体に合うよう適切な期間に改正されているか。
- ③ 新校舎等の整備に係る予算策定、工事契約・発注及び実績管理は適切に行われているか。
- ④ 既存施設の増改築及び修繕は計画的に行われ、また、契約事務は適切に行われているか。
- ⑤ 校舎等の公有財産、事務機器及び図書等の物品の管理は適切に行われているか。
- ⑥ 薬品等の毒劇物及び危険物等の受払管理は適切に行われているか。
- ⑦ 物品の調達、委託契約等の契約事務は適切に行われているか。
- ⑧ 個人情報を含む情報管理は適切に行われているか。
- ⑨ 教職員の労務管理及び人事評価は適切に行われているか。
- ⑩ 教育研究費の管理は適切に行われているか。
- ⑪ 運営費交付金、授業料、入学金等の収益に係る管理は適切に行われているか。
- ⑫ 奨学生の選定、及び奨学金に係る管理は適切に行われているか。
- ⑬ 寄附金に係る管理は適切に行われているか。
- ⑭ 補助金に係る管理は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

主として、視察及び観察、諸資料の閲覧、質問、サンプリングによる事務手続の検証

(3) 外部監査の実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月15日まで

(4) 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	海下 巧	公認会計士
補助者	布目 剛	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	蒲田 和史	公認会計士
補助者	橋本 理華	公認会計士
補助者	茶木 梨津子	公認会計士

包括外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

6. 語句の説明

当報告書では監査の結果、発見された事項を「指摘」及び「意見」に区分した。両者の定義は、次のとおりである。

「指摘」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む。）、あるいは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

また、富山県立大学の定める規程等の正式名称は「公立大学法人富山県立大学〇〇規程」のように冒頭に「公立大学法人富山県立大学」が付くが、文脈から明らかな場合にはこれを省略した。

7. 主な指摘事項及び意見

本監査の結果から、様々な課題が認識された。富山県立大学は、富山県における知の拠点として県民の期待は大きなものであり、令和2年の射水キャンパス中央棟建設に87億円、平成31年の富山キャンパス建設に39億円など、県民は大規模な投資を行ってきた。今回の指摘又は意見としたものは、事務の適性化のみならず、大学運営の効率化を望むものでもある。富山県立大学においては、これらの課題を解消し、もって県民の期待に沿うよう、投資を上回る魅力ある大学づくりを図りたい。

また、本監査においては、多くのことが指摘や意見にはならず、問題がないことが確認された。富山県立大学は、多くの先行他大学の制度や運営方法を調査し、検討してきたものとするが、一方で、富山県立大学ならではの特徴が薄らいでいるような心証も受けた。そこで、富山県立大学がより特徴があり、存在感のある大学となるために、次を提言したい。

富山県には研究・開発の意欲やアイデアはあるが、人材、設備、時間、資金等の制約から十分に研究・開発活動ができない企業が多くある。県立大学内に企業との共同実験場を設け研究・開発する、教員・学生が企業の工場や開発現場に行き生産ベースに乗せるための課題解決を実践する、企業人に広く学士、修士、博士の門戸を広げる制度を作る等を他の大学にないレベルにまで進め、真に地域に密着した産学連携を図ってもらいたい。また、看護学部には、工学部を併設する大学の利点を生かし、知能ロボット工学や情報技術の座学のみならず、医療現場での問題を工学的視点で課題解決するスキルを修得し、医療・看護の現場にロボットやICTの導入を実践できる人材育成を期待したい。

(1) 組織運営

富山県立大学では、理事会とは別に大学の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会が設置されているが、実際には、理事会には、理事でない経営審議会委員3名も出席し、理事会、経営審議会を同日同時間に開催し、実質的に一体の会議となっている。両会議体の役割分担を改めて見直し、それぞれの趣旨に合致した議事運営がなされるべきと考える。

また、経営審議会委員の1/2以上は学外者でなければならないとされることの趣旨は、より多方面にわたる知見・識見を取り入れるためと思料されるが、実際には、理事でない経営審議会委員（全員、学外者）の出席が少なく、十分に議論に参加しているとは言えない。出席率を高める工夫をし、学外者の意見を伺うことが望まれる。

（２） 校舎等の整備・修繕に係る契約事務

射水キャンパス中央棟及び学生会館の建設費について、平成28年に実施したプロポーザルの際に県から提示した目安金額は他大学の単価を参考に70億円程度（中央棟及び学生会館以外に不要物品集積場の予算を含む）であったが、最終的に補助金を含め87億円になった。これは仕様変更、インフレスライドによる労務単価の改定などの理由によるものだが、できる限り、当初の目安としていた予算内に収めるよう努めるべきであったと考える。

工事契約及び事務処理手続に関して、富山県立大学では、一般競争入札を行う際の金額基準を明記したものがなく、実務では、富山県農林水産部及び土木部の発注工事における「条件付一般競争入札実施要領第3条」に準じて運用しているが、金額基準を定めた内規を整備することが望ましい。

また、運用面では、設計金額（予定価格）が2億円以上の工事請負契約の場合には、会計規程実施細則第19条別表第2により購入依頼及び契約決議の際に理事長決裁が必要となるが、理事長決裁を受けていなかったものがあり、今後は、会計規程実施細則に則した運用を行う必要がある。

固定資産登録に関して、資本的支出と修繕費の判断の誤りや、耐用年数の適用誤りが見られることから、固定資産管理細則に従い適切に固定資産の登録を行う必要がある。

（３） 事務機器等の物品の管理

物品の現物管理について、資産管理票の貼付が確認できなかったものや、資産管理票を該当資産とは別の資産に貼り付けているものが確認された。また、固定資産台帳と現物を照合したところ、固定資産台帳に登録されている設置場所と異なる場所に設置されていたものが確認された。固定資産管理細則では「動産等の取得にあたっては、資産管理責任者は固定資産台帳に登録後、速やかに資産管理票を取得した動産等に貼付しなければならない」とされており、資産管理票の貼付を徹底するとともに、実際にたな卸を実施する教員にも資産管理票の貼付の必要性を周知し、設置場所の状況についても確認することが望まれる。

不用財産の処分に関して、処分は財産使用者に一任されている。また、情報財産の処分に関して、データ消去の手続等が規定されていないため、個人情報や研究内容の流出の危険性がある。このため、マニュアル等において厳格な廃棄方法の仕組みを構築すべきである。事務局においては、廃棄確認及び廃棄方法の記録を残すとともに、業者を利用した廃棄の場合には廃棄証明書を取得するなどの体制を構築することが望まれる。

（４） 図書管理

平成31年度蔵書点検票を確認したところ、平成2年頃からの所在不明図書が多数確認さ

れた。図書館要領に所在不明年数の除却に関する定めがあり、これに従い、除却・蔵書更新が適時適切に実施される必要がある。これに関し、平成 31 年度に更新した図書システムでは、蔵書点検不明年数が表記されるため、容易に除却すべき図書を判断できることとなったが、図書館事務取扱マニュアルは当該システムに対応していないため、早急に改訂し、蔵書点検が適切に実施される体制の構築に努められたい。

教員研究室の所在図書に関して、平成 31 年度の蔵書点検時に退職教員の管理図書につき大量の所在不明図書の除却が一度に行われていた。経緯を確認したところ、教員研究室の所在図書については、現物確認を実施しておらず、所在不明図書の把握が退職時になっていることによるものであった。図書の管理については、図書館要領において、「検査時期及び検査範囲を決めて、図書の現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめるもの」とされており、マニュアルでは 2 年間ですべての図書の現物確認を行うこととしている。教員の研究室に所蔵されている図書についても「所在別のリストを出力し、点検は各教員が行う」とされているが、平成 19 年度から現物確認が行われていなかった。今後は、教員に対して蔵書点検の必要性を周知し、教員管理図書についても蔵書点検がなされる体制を早急に構築されたい。

図書の寄附に関して、平成 31 年度に寄附の申出があった図書について、寄附申込書等の関連書類を確認したところ、寄附申込書は確認できたが、寄附受入通知書に該当するものが存在せず、交付が実施されていなかった。図書については、寄附受入通知書の交付の重要性は低いと考えられるところ、少額な図書については、必ずしも受入通知書の交付を要しないと判断するのであれば、明文として規程に織り込み、実態に即した対応を検討されたい。

図書の選定に関して、電子ジャーナル（学術雑誌）については海外のものを中心に契約額が百万円を超えるものが確認された。費用対効果の面から、利用度が低いジャーナルについては、図書館の相互利用制度等を利用することを検討されたい。利用度や経済性については、簡便に検討が可能な UStat サービス等の導入により把握し、必要とするコアジャーナルとその他のジャーナルを区分し、購読の要否・購読形態の見直しを含めて、契約の硬直化や予算の固定化を招かないような取組を検討されたい。

(5) 薬品等の毒劇物及び危険物等の管理

規程等において、薬品や毒劇物等に関する管理規程、マニュアルが制定されていない。薬品等の取扱いや管理は法令等により適切に対処することが求められていることから、薬品等の使用・保管・廃棄に関する規程を定め、これに従った管理を実施することが必要と思われる。

また、前述に相まって、現状、薬品等の受入れ、払出し、定期点検等の管理は個々の教員に任せられている。大学全体での指揮管理システムを構築し、組織的に、受入れ、払出し、廃棄、定期点検等を管理することが望まれる。

(6) 物品の調達、委託契約等の契約事務

重要物品（高額な物品）を購入する際、機種・銘柄の選定を適正に行うため機種選定委員

会を購入物品機種選定取扱要領に基づき設置している。審議の対象となる重要物品とは1品目の取得予定価格が250万円を超える備品とされているが、取得予定価格が1千万円未満で機種を特定あるいは銘柄を指定しない物品については対象外としている。一方、機種選定委員会の運用では、特定あるいは銘柄を指定しない物品は取得予定価格が3千万円以上の重要物品を対象としており、取扱要領と相違し、1千万円以上3千万円未満の重要物品については選考対象から外れていた。取扱要領に定められた金額基準に基づいて、適切に運用されたい。

契約方法、委託先の選定に関し、定期健康診断業務について、公益財団法人富山県健康づくり財団を委託先として随意契約しているが、随意契約の理由として、実績等から同財団への委託が適当とするだけであり、経済的競争の観点からの理由がない。委託先の選定過程で競争性を確保することは重要であり、同業務を実施できる企業等を調査し、契約方法の見直しを検討されたい。

また、書類保管庫警備業務と射水キャンパス警備業務を分けて委託し、また、日常清掃業務委託と定期清掃業務委託を分けて委託しているが、それぞれ両者を別業務として分けて委託することの意義は薄い。競争性の観点、事務の効率化等を十分検討し、契約方法の見直しを検討されたい。

委託業務の完了時の検査に関し、質量分析装置保守業務について、委託先は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を発注者に提出するとしているが、委託業務実績報告書が提出されておらず、また、富山県立大学は、検査を完了した場合、検査調書を作成しなければならないが作成していなかった。委託業務が仕様書のとおり履行され、委託料がその目的のために使用されることを確かめるために、契約事務取扱細則に従い適正に事務処理を行う必要がある。

この他、産業廃棄物の収集・運搬及び処理業務について証憑書類等確認したところ、最終処分が終わっていない段階で請求書を受領し支払っていた。検収漏れがないか確認したうえで支払うべきである。

(7) 情報管理

不正アクセスの監視に関して、情報セキュリティ対策基準において「情報システム担当者は、情報システム等について、アクセス記録など情報セキュリティの確保に必要な記録を取得しなければならない」と定めているが、大学側は自ら常時基幹システムのアクセスログを確認しておらず、また当該アクセスログを閲覧し得る委託業者からも定例の報告を求めている。重要なデータが盗難、改ざん又は破壊されることを防ぐために、同対策基準を遵守し、大学側が自らアクセスログを確認しない場合には、委託業者から定期的に報告を受ける必要がある。

特定個人情報管理に関して、委託契約書における契約条項及び学内監査等が、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に従った運用となっていない。この結果、日常業務におけるセキュリティ遵守が不明瞭になり、情報資産が適切に保護されない、あるいはセキュリティ対策が実施されないおそれがあることから、これを防ぐために、同規程に従い、特定個

人情報管理を徹底する必要がある。

情報セキュリティ監査に関して、教職員による自己点検は実施されているものの、情報セキュリティポリシーに定める情報セキュリティ監査が実施されていない。情報セキュリティの徹底のため、自己点検に加え情報セキュリティ監査が必要である。

(8) 労務管理及び人事評価、教育研究費

職員の残業の可否について、上席者の事前承認が口頭でしかなされず、文書上は事後承認が確認できるのみである。この結果、上席者による残業の必要性の吟味が十分になされないことになり、残業時間の圧縮や働き方改革に繋がらなくなる。職員の残業の必要性の吟味と残業時間の圧縮のため、上席者は文書により残業の事前承認を実施することが望まれる。

研究補助者の勤怠管理に関して、富山県立大学の研究補助者は出勤時に当日の出退勤予定を事務局で記載するが、実際の勤務状況の確認は、教員が稼働時間等を記載した使用証明書による確認のみとなっている。このため、事務局において勤務実態の確認を強化する必要があると思われる。

学生アルバイトの勤怠管理に関して、ティーチングアシスタント等の勤務時間の把握については、事務局職員が担当教員から、勤務日、勤務時間数、実施内容等が記載された実施報告書を受け取り、書面での確認となっている。ティーチングアシスタント等については、学生を対象としており、研究機関である大学との雇用契約であるが、教員に雇用されているという意識が生じやすく、教員の指示に従いやすい環境にある。その結果、教員による虚偽の出勤記録の作成に協力しやすい側面もあることから、タイムカードの打刻等による事務局での勤怠管理の強化を検討されたい。また、採用時に雇用者は大学であり、規則を遵守しなければならないことを説明するなど周知することも重要と考える。

(9) 補助金に係る管理

大学新棟への補助金の支出対象について、大学新棟備品整備事業の補助金は高額な研究機器から消耗品程度の少額資産まで幅広いものを購入対象としている。また、購入した研究機器のなかには、高額なもの、研究の性質により銘柄選定をしているものもあった。このため、このような研究備品については、別の補助金として支出することを検討されたい。

(10) 一般会計

令和元年度財務諸表において、地方独立行政法人会計基準に則さない記載が散見された。予算執行及び会計については、内部監査が実施されているものの、財務諸表の開示項目の誤りなど単純な誤りと思われるものが看過されており、より実効性のある内部監査の実施が望まれる。

貸借対照表（令和2年3月31日現在）において、投資その他の資産の部に投資有価証券（上場株式）58百万円及び長期性預金70百万円が計上されているが、これらに関し、資金管理方針が定められていない。資金が適切に管理運用されなくなることを防ぐために、会計規程第41条第1項が定められており、これに従い方針を策定すべきである。